



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|--|--------------|----|
| 1172 | 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 1173 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (")..... | 2 |
| 1174 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課)..... | 2 |
| 1175 | " | (")..... | 3 |
| 1176 | 指定自立支援医療機関の指定 | (")..... | 3 |
| 1177 | " | (")..... | 3 |
| 1178 | " | (")..... | 3 |
| 1179 | " | (")..... | 4 |
| 1180 | " | (")..... | 4 |
| 1181 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 4 |
| 1182 | " | (")..... | 5 |
| 1183 | 学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (果樹園芸課)..... | 6 |
| 1184 | 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課)..... | 9 |
| 1185 | " | (")..... | 9 |
| 1186 | " | (")..... | 9 |
| 1187 | " | (")..... | 10 |
| 1188 | " | (")..... | 10 |
| 1189 | 都市計画事業の事業計画の変更認可 | (下水道課)..... | 10 |
| 1190 | 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 11 |

○ 警察本部告示

| | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 8 | 一般競争入札による落札者の決定 | | 11 |
| 9 | 随意契約の相手方の決定 | | 12 |

○ 公告

| | | | |
|--|---------------------------|----------------|----|
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課)..... | 12 |
| | 役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査申請の受付 | (総務事務集中課)..... | 13 |

○ 監査公表

| | | | |
|--|----------|-------|----|
| | 監査公表第22号 | | 19 |
| | 監査公表第23号 | | 21 |

告 示

和歌山県告示第1172号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年10月1日まで縦覧に供する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年9月1日

2 名称

特定非営利活動法人re.life

3 代表者の氏名

宮坂昭寛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目6番地16 エンパイアビル3F

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、特に高齢者、移住者、障害者を主たる対象として、地元の基幹産業である農業および漁業の研修を通じた交流事業により地域課題の解決に取り組み、未来の子供達が幸せに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1173号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年10月2日まで縦覧に供する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年9月2日

2 名称

特定非営利活動法人かたつむりの会

3 代表者の氏名

河原美和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市上屋敷二丁目6番31号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者やひきこもりの人など、支援を必要とする人に対して、就労・生活・発達支援に関する事業を行い、あわせて「街づくり」や「環境保護」の活動を行うことにより、すべての人が安全でゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------|---------|-------------|--------------|--------|----------------|-------|
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------|--------------|---------------------|--------------|------|-----------------------|------------------|-------------|
| 3011310 236 | ル・モン・コウ ヤ | 伊都郡高野町高 野山22番地の3 | 就労継続支援 B型 | 特定なし | 一般社団法人 ウインワーク ス | 和歌山市西浜78 9番地3 | 令和 2.9.1 |
|----------------|--------------|---------------------|--------------|------|-----------------------|------------------|-------------|

和歌山県告示第1175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所 番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉 サービス の種 類 | 主たる対象 とする障害 種 別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 指 定 年月日 |
|----------------|-----------------|------------------|-------------------------|--------------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 3011700 956 | デイサービスセ ンター雅 | 紀の川市深田10 1番地1 | 共生型生活介 護 | 特定なし | 合同会社介拓 社 | 紀の川市深田10 1番地1 | 令和 2.9.1 |

和歌山県告示第1176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|----------|------------------------|-----------------------|--|-------------|
| 日本調剤小畑薬局 | 海草郡紀美野町小畑字森ノ坪60番 地1 | — | 前畑良太 | 令和 2.9.1 |

和歌山県告示第1177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-----------------|----------------|-----------------------|--|-------------|
| エバグリーン薬局 吉備店 | 有田郡有田川町大字天満562 | — | 栗山航一 | 令和 2.9.1 |

和歌山県告示第1178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|----------|-----------------------|--|------------|
| | | | | |

| | | | | |
|---------|------------------|------|-------------------|-------------|
| 株式会社GET | 大阪府岸和田市春木若松町1-28 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションでい ご | 令和 2.9.1 |
|---------|------------------|------|-------------------|-------------|

和歌山県告示第1179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|----------|--------------------|--|--------------|
| 日本調剤小畑薬局 | 海草郡紀美野町小畑字森ノ坪60番地1 | 前畑良太 | 令和 2.9.1 |

和歌山県告示第1180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|--|--------------|
| エバグリーン薬局吉備店 | 有田郡有田川町大字天満562 | 栗山航一 | 令和 2.9.1 |

和歌山県告示第1181号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン古屋店
和歌山県和歌山市古屋82番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

有限会社ネットワーク 代表取締役 山本秀夫

和歌山県和歌山市古屋82番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年3月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,114㎡

6 駐車場の収容台数

178台

7 駐輪場の収容台数

76台

8 荷さばき施設の面積

120㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

19.6㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所（敷地南側3か所）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和2年7月29日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） コメリパワー新宮店

和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年4月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
10,225㎡
- 6 駐車場の収容台数
274台
- 7 駐輪場の収容台数
40台
- 8 荷さばき施設の面積
174㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
55.51㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時30分
閉店時刻 午後9時30分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所（敷地南側2か所、西側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和2年8月21日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年9月11日から令和3年1月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年9月11日

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和2年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産温州みかん
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和2年9月11日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

ス 使用印鑑届

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者には、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまで及びスに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、ウからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年9月11日（金）から同月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年9月11日（金）から同月17日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) （4）の質問に対する回答は、令和2年9月11日（金）から同月23日（水）までの午前10時から午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00205044.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年9月11日（金）から同月25日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和2年9月25日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和2年10月6日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) （2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、（2）の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) （2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1184号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年9月2日

和歌山県告示第1185号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年9月2日

和歌山県告示第1186号

和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から令和2年1月24日まで
- 3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字糸川の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月2日

和歌山県告示第1187号

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成30年4月18日から令和2年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月2日

和歌山県告示第1188号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月2日

和歌山県告示第1189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
紀の川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
紀の川都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成14年10月8日
至 令和5年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第1190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------------|--|----------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3516 | 有田郡有田川町大字下津野 字矢田58番の一部 | 和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 上野山豊次 | 令和 2. 8. 28 | 6. 00 | 78. 09 |

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年9月11日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社・東京センチュリー株式会社コンソーシアム
（代表者）富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
（構成員）東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

- 5 落札金額
627,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額57,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年5月29日

和歌山県警察本部告示第9号

総合捜査情報分析支援システム改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年9月11日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合捜査情報分析支援システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市七番丁17番地
- 5 随意契約に係る契約金額
41,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,800,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画地区計画（直川地区（3）地区計画）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の定期審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

令和2年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(7) 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、ア

- からエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (3) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (4) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (5) 入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- (6) 入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験（新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
- (7) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる担当課とする。

なお、申請書類の提出は郵送によるものとし、5に掲げる期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる担当課並びに各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局串本建設部総務用地課及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、令和2年10月1日（木）から同月31日（土）までとする。

6 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

9 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までとする。

10 競争入札等の公示

1の契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

11 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び担当課一覧表

| 業務種目 | | 担当課 |
|------------|-----------------------------|-----|
| 大分類 | 小分類 | |
| 1 建築物の保守管理 | 1 建築物清掃 | 管財課 |
| | 2 建築物周辺清掃・保守 | |
| | 3 建築物飲料水貯水槽清掃 | |
| | 4 ボイラーの運転・清掃・保守 | |
| | 5 建築物ねずみ昆虫等防除 | |
| | 6 シロアリ駆除 | |
| | 7 浄化槽保守 | |
| | 8 給排水・換気設備等保守 | |
| | 9 冷暖房設備等保守（ボイラー式のもの「4」による。） | |
| | 10 電気設備等の運転・監視 | |
| | 11 電気設備等保守 | |
| | 12 音響、放送、時計設備等保守 | |
| | 13 有線通信設備保守 | |
| | 14 無線通信設備保守 | |
| | 15 テレビ電波障害対策設備保守 | |
| | 16 中央監視設備等保守 | |
| | 17 昇降機等保守 | |
| | 18 自動ドア保守 | |
| | 19 附帯設備保守 | |
| | 20 建具・床等保守 | |
| | 21 危険物施設保守 | |
| | 22 消防設備保守 | |
| | 23 避雷設備保守 | |
| | 24 建築物空気環境測定 | |
| | 25 建築物等の点検 | |
| | 26 建築設備等の点検 | |

| 業務種目 | | 担当課 |
|--------------------|--------------------------|-------|
| 大分類 | 小分類 | |
| 2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理 | 1 除草 | 管財課 |
| | 2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。） | |
| 3 撤去作業、凍結防止 | 1 船舶等解体 | |
| | 2 ボート等撤去 | |
| | 3 道路凍結防止 | |
| 4 警備 | 1 建物警備 | |
| | 2 機械警備 | |
| | 3 港湾・空港施設警備 | |
| | 4 防犯パトロール | |
| | 5 交通誘導・交通整理・警備 | |
| 5 廃棄物処理 | 1 産業廃棄物処理（収集・運搬） | 情報政策課 |
| | 2 産業廃棄物処理（中間処理・処分） | |
| | 3 一般廃棄物処理（収集・運搬） | |
| 6 情報処理 | 1 システム調査・分析 | |
| | 2 システム開発・改良・運用・保守 | |
| | 3 ハードウェア保守 | |
| | 4 クラウド等サービス | |
| | 5 インターネットコンテンツ作成・運用 | |
| | 6 データ処理 | |

| 業務種目 | | 担当課 |
|--|-------------------------|---------------------|
| 大分類 | 小分類 | |
| 7 特殊設備 保守管理 (建築物に 係るものを 除く。) | 1 プールろ過装置保守管理 | 総務 事務 集中 課 |
| | 2 遊具・砂場保守管理 | |
| | 3 駐車場設備保守管理 | |
| | 4 展示・映像・照明・音響設備保守管理 | |
| | 5 ガス配管設備保守管理 | |
| | 6 道路・河川・港湾設備保守管理 | |
| | 7 船舶給水設備操作・保守管理 | |
| | 8 空港消防設備消防業務・保守管理 | |
| | 9 船舶保守管理 | |
| | 10 船舶無線設備の保守管理 | |
| | 11 排水・脱臭処理設備保守管理 | |
| | 12 海水・雨水処理装置保守管理 | |
| | 13 工業用水道施設運転・保守管理 | |
| | 14 工業用水道設備点検・保守管理 | |
| | 15 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理 | |
| 8 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。) | 1 分析機器保守管理 | 総務 事務 集中 課 |
| | 2 計測機器保守管理 | |
| | 3 医療機器保守点検 | |
| | 4 事務機器・教育用工作機器保守管理 | |
| | 5 高圧ガス製造機器保守管理 | |
| | 6 機械ボイラー保守管理 | |
| | 7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理 | |
| | 8 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理 | |
| | 9 ガントリークレーン保守管理 | |

| 業務種目 | | 担当課 |
|------------------------|----------------------|---------------------|
| 大分類 | 小分類 | |
| 9 運送・保管 | 1 旅客運送 | 総務 事務 集中 課 |
| | 2 貨物運送 | |
| | 3 自動車運搬 | |
| | 4 美術品運送 | |
| | 5 梱包・発送 | |
| | 6 保管 | |
| | 7 公用自動車運行・保守管理 | |
| 10 企画・広 告・手配 | 1 メディア制作 | 総務 事務 集中 課 |
| | 2 広告・広報 | |
| | 3 デザイン企画制作・写真撮影 | |
| | 4 大会・イベント企画運営 | |
| | 5 研修企画実施 | |
| | 6 旅行手配 | |
| | 7 賞状等筆耕 | |
| | 8 速記・テープ起こし | |
| | 9 壺花生け込み・貸植木 | |
| 11 測定・検 査・調査 研究等 | 1 環境測定(水質) | 総務 事務 集中 課 |
| | 2 環境測定(土壌) | |
| | 3 環境測定(大気質) | |
| | 4 環境測定(騒音・振動) | |
| | 5 アスベスト濃度測定 | |
| | 6 ダイオキシン類測定 | |
| | 7 理化学検査・食品検査 | |
| | 8 臨床検査(医療機関外) | |
| | 9 健康診断 | |
| | 10 被曝線量測定検査 | |
| | 11 調査研究・統計作業(社会経済分野) | |
| | 12 調査研究・統計作業(自然科学分野) | |
| | 13 地形調査・測量 | |

| 業務種目 | | 担当課 |
|--------------|--------------------|---------|
| 大分類 | 小分類 | |
| 12 森林整備等 | 1 森林整備 | 森林整備課 |
| | 2 森林調査(Ⅰ) | |
| | 3 森林調査(Ⅱ) | |
| | 4 森林病害虫対策 | |
| | 5 森林測量 | |
| 13 給食 | 1 病院給食 | 給食センター |
| | 2 学校給食 | |
| 14 リース・レンタル | 1 建物リース・レンタル | 総務事務集中課 |
| | 2 医療機器リース・レンタル | |
| | 3 事務機器リース・レンタル | |
| | 4 電話機器リース・レンタル | |
| | 5 自動車リース・レンタル | |
| | 6 建設重機リース・レンタル | |
| | 7 林業機械リース・レンタル | |
| | 8 船舶リース・レンタル | |
| | 9 資機材リース・レンタル | |
| | 10 白衣類リース・レンタル | |
| | 11 医療基準寝具類リース・レンタル | |
| | 12 日用雑貨品リース・レンタル | |
| 15 美術品・文化財保存 | 1 美術品保存修理 | 文化財課 |
| | 2 文化財保存修理 | |
| | 3 文化財虫菌害防除 | |

| 業務種目 | | 担当課 |
|-------|--------------|---------|
| 大分類 | 小分類 | |
| 16 人材 | 1 相談支援業務受託 | 総務事務集中課 |
| | 2 保育業務受託 | |
| | 3 通訳・翻訳事務受託 | |
| | 4 医療事務受託 | |
| | 5 総務事務・軽作業受託 | |
| | 6 人材派遣 | |
| 17 保険 | 1 損害保険 | 保険課 |

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月11日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|------------------------|-----------|
| 和歌山県消防学校 | 令和2年7月29日 |
| 和歌山県立文書館 | 〃 |
| 和歌山県環境衛生研究センター | 〃 |
| 和歌山県消費生活センター | 〃 |
| 和歌山県男女共同参画センター | 〃 |
| 和歌山県動物愛護センター | 〃 |
| 和歌山県立和歌山産業技術専門学院 | 〃 |
| 和歌山県立図書館 | 〃 |
| 和歌山県立近代美術館 | 〃 |
| 和歌山県立博物館 | 〃 |
| 和歌山県立紀伊風土記の丘 | 〃 |
| 和歌山県立自然博物館 | 〃 |
| 和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立星林高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山北高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山東高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山工業高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山商業高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立海南高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立きのくに青雲高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山盲学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山ろう学校 | 〃 |
| 和歌山県立紀北支援学校 | 〃 |
| 和歌山県立紀伊コスモス支援学校 | 〃 |
| 和歌山県立和歌山さくら支援学校 | 〃 |
| 和歌山県和歌山東警察署 | 〃 |
| 和歌山県和歌山西警察署 | 〃 |
| 和歌山県和歌山北警察署 | 〃 |
| 和歌山県海南警察署 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県環境衛生研究センター

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県動物愛護センター

焼却炉温度調節計等修繕について、契約額の変更の決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立博物館

つり銭資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員が行っていたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかった所以、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定において、調定期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立和歌山北高等学校

(ア) 物品調達同において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る簡易公開調達について、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立和歌山東高等学校

(ア) 役務費手数料の単価契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 車椅子用階段昇降車点検業務に係る役務費手数料の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立きのくに青雲高等学校

許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立和歌山盲学校

(ア) 住居手当の支給において、認定額が誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。
- (2) 使用日が記載されていなかった。
- (3) 使用終了時間が記載されていなかった。

コ 和歌山県立ろう学校

理容科の実習実施に伴う収入において、収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）により調定していない事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 四半期ごとの検印を行っていなかった。
- (2) 受払ごとの検印を行っていなかった。

シ 和歌山県和歌山北警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月11日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象事業会計 | 監査実施年月日 |
|---------------------|-----------|
| 和歌山県立こころの医療センター事業会計 | 令和2年7月29日 |
| 和歌山県工業用水道事業会計 | 〃 |
| 和歌山県土地造成事業会計 | 〃 |
| 和歌山県流域下水道事業会計 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 委託料、光熱水費の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県流域下水道事業会計

パフォーマンスチャージ料の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(ア) 履行確認を実施していなかった。

(イ) 日付の記載のない請求書を受領し、收受印の押印も行っていなかった。